



緑区支え合いのまち推進計画

第4期緑区地域福祉計画 平成30(2018)～32(2020)年度



1 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、

住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本理念は、緑区の目指すべき将来像で、第1期計画から引き継いでいます。地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりを目指します。

2 基本方針（3つのキーワード）

基本理念を達成するため、第1期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地区部会エリアのこれまでの取り組みの中で明らかになった福祉課題や検討された解決策等を踏まえ定めたものです。

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らすすべての人が、つながりを大切にします。

《基本方針2》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。

《基本方針3》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。

千葉市

3 取組内容一覧

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

| 施策の方向性 (取組み名) | 具体的な取組み (実施内容＝解決策) | 取組み テーマ |
|-------------------------|---|--------------|
| 1 ふれあいの機会に対する要望の把握 | <p>1 情報の収集と共有化</p> <p>住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。</p> | 10 |
| | <p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会</p> | |
| 2 誰もが楽しく安心して住み続けるための支援 | <p>2 子ども達の集いの場の提供・情報提供</p> <p>子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。</p> <p>また、子どもの貧困問題について、考えます。</p> | 4 10 |
| | <p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p> | |
| | <p>3 高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供</p> <p>ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関（あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）に紹介します。</p> | 2 10 |
| | <p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p> | |
| 4 障害者（児）が集う場の開設・拡充・情報提供 | <p>障害者（児）の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。</p> <p>障害者（児）やその家族が交流できる場を作ります。</p> <p>地域住民と障害者（児）やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。</p> | 3 8 10 |
| | <p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○誉田地区部会 ○おゆみ野地区部会</p> | |
| 5 子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充 | <p>発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。</p> <p>子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場（ふれあい・子育てサロン等）を拡充します。</p> | 4 10 |
| | <p>重点取組地区 (地区部会エリア)</p> <p>○椎名地区部会 ○おゆみ野地区部会</p> | |

| 施策の方向性 (取組み名) | 具体的な取組み (実施内容＝解決策) | 取組み テーマ |
|----------------------|--|------------|
| 3 コミュニケーション 機会の充実 | 6 地域と学校との交流 児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。 | 4 8 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) ○椎名地区部会 | |
| | 7 地域の行事への積極的参加の呼びかけ 地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。 | 9 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) ○椎名地区部会 | |
| 4 地域活動の活性化 | 8 家庭や地域の文化・歴史の伝承と発展 お年寄りや親を敬う気持ちを大切にします。 ふるさとの伝統行事を通じて先人の業績を学び、郷土愛を培うとともに、地域文化の担い手としての意識を醸成します。 | 8 |
| | 9 子ども会の活性化 住民全体で「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。 | 4 9 |
| | 10 老人クラブの活性化 高齢者が仲間づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実に努め、老人クラブの活性化を図ります。 また、子ども会と連携し、お互いの交流を図ります。 | 2 9 |
| 5 地域活動拠点の整備 | 11 町内自治会の活性化 町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。 | 9 |
| | 12 地域活動の場の確保 地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース（空き家）等の有効活用に努め、必要に応じ公共施設の提供を市に要望します。 | 9 |
| 6 生活環境の整備 | 13 生活環境の整備 高齢者や障害者の生活環境の整備の観点から、道路表面の案内表示のサイズや色の統一について、道路関係部署等に要望します。 | 2 3 |

《基本方針2》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

| 施策の方向性 (取組み名) | 具体的な取組み (実施内容＝解決策) | 取組み テーマ |
|------------------------|---|------------|
| 7 緊急時の意識啓発 | 14 家庭における意識啓発 家庭において、日頃から避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう、意識啓発に努めます。 地域全体で、住宅用火災警報装置の設置や安心安全メールの活用等、意識啓発に努めます。 | 6 |
| | 15 地域における意識啓発 緊急時にはお互いに助け合える関係がつかれるよう、住民の意識の醸成に努めるとともに、自主防災組織単位で防災備品の充実と使用方法の訓練に努めます。 | 6 |
| 8 地域での情報提供の 充実 | 16 災害時避難誘導体制の充実 地域における迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう、連絡網の作成等、支援体制の構築に努めます。 | 6 |
| | 17 情報伝達体制の充実 日頃から、行政からの情報を正しく速やかに伝達する体制を整備しておきます。 | 6 10 |
| 9 防災訓練・備蓄品など の充実 | 18 防災訓練の充実 地域における自主防災組織の活動の充実を図るとともに、災害時の避難場所、避難所の確認や複数避難経路設定の周知徹底に努めます。 日頃から消火器の使用方法や応急手当の方法、公民館等に設置されているAEDの使用方法について習得に努めます。 | 6 |
| | 19 緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり 災害発生時には、食料、水、医薬品等の緊急供給について、地域で協力体制が取れるよう努めます。 | 6 |
| 10 ボランティアの充実 | 20 災害時ボランティア活動の充実 災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習等に参加しネットワークを広げるなど連携に努めます。 また、災害後ストレスに対応できる傾聴ボランティアの養成に努めます。 | 6 7 |
| 11 身近な防犯・犯罪被害の 防止対策 | 21 身近な防犯、安全対策 防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。 また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。 町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。 さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。 | 6 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) | |
| 12 関係機関との連携 | 22 地域諸団体、行政機関との連携 災害発生時に速やかに協力体制が敷けるよう、日頃より地域諸団体や地域医療機関、ボランティア活動団体その他行政の関係部門との連携強化を図るよう努めます。 | 6 9 |

| 施策の方向性 (取組み名) | 具体的な取組み (実施内容＝解決策) | 取組み テーマ |
|--------------------|---|------------|
| 13 防災組織の拠点づくりと情報共有 | 23 集会所等施設の活用と情報共有 町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用し、連絡拠点の設置に努めます。 また、各地域の連絡拠点との情報交換や自主防災組織の役割分担表の集会所・避難所への表示など、緊急時の連携・協力体制の整備に努めます。 | 6 9 |

《基本方針3》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

| 施策の方向性 (取組み名) | 具体的な取組み (実施内容＝解決策) | 取組み テーマ |
|------------------|---|------------|
| 14 地域住民への支援 | 24 助け合い活動の推進 日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。 | 7 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) ○土気地区部会 ○おゆみ野地区部会 | |
| | 25 外出困難者への支援 地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。 また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供するように努めます。 | 9 10 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) ○土気地区部会 | |
| 14 地域住民への支援 | 26 見守り活動の推進 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。 社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。 | 1 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) ○菅田地区部会 ○椎名地区部会 ○土気地区部会 ○おゆみ野地区部会 | |
| | 27 健康づくり支援 健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。 ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施いたします。 | 5 |
| 14 地域住民への支援 | 28 地域の課題解決に向けた連携 地域の関係諸団体・機関が連携し、課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催します。 | 9 |

| 施策の方向性 (取組み名) | 具体的な取組み (実施内容＝解決策) | 取組み テーマ |
|------------------------|--|------------|
| 14 地域住民への支援 | 29 障害者（児）の家族の支援 障害者（児）を介護する家族の日常生活を支援する体制づくりに努めます。 | 3 |
| | 30 自宅療養中の家族がいる家庭への支援 高齢者を介護する家族の日常生活を支援（介護保険適用外）する体制づくりに努めます。 認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やします。 児童・生徒への認知症にたいしての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。 | 2 8 |
| 15 身近な生活支援を確立するための取り組み | 31 ボランティアの確保 地域住民の協力による、身近な生活支援 を確立するためのボランティア確保に努めます。 子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。 | 7 |
| | 重点取組地区 (地区部会エリア) | |

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。
計画第7章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

- 1 見守りの仕組みづくり 2 高齢者を支える仕組みづくり 3 障害者を支える仕組みづくり
4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり 5 健康づくり 6 防犯・防災に対する取組み
7 担い手の拡大とボランティア活動の促進 8 福祉教育・啓発 9 地域のつながりづくり
10 相談支援体制と情報提供の充実

| | |
|---|---|
|  <p>緑保健福祉センター高齢障害支援課 〒266-8550 千葉市緑区鎌取町 226-1 TEL 043-292-8138 FAX 043-292-8276 電子メール koreishogai.MID@city.chiba.lg.jp</p> |  <p>千葉市保健福祉局地域福祉課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 TEL 043-245-5158 FAX 043-245-5620 電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp</p> |
|---|---|



この事業には宝くじの収益金が活用されています。